

まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (2) 指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定通所介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第54条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第54条の2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

第61条の見出しを「（指定通所介護相当サービスの事業の準用）」に改め、同条前段中「、第25条」を「、第25条、第29条の2」に、「から第36条まで」を「、第35条、第37条の2」に改め、第61条後段中「第31条」を「第31条第1項」に改め、第61条の次に次の2条を加える。

（指定共生型通所介護相当サービスの基準）

第61条の2 指定共生型通所介護相当サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び指定共生型通所介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 指定共生型通所介護相当サービスの利用者に対して適切な指定共生型通所介護相当サービスを提供するため、指定通所介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を

受けていること。

（指定共生型通所介護相当サービスの事業の準用）

第61条の3 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2、第38条、第43条、第44条、第46条、第47条第4項及び第48条から第60条までの規定は、指定共生型通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第31条第1項中「第27条」とあるのは「第50条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第47条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「指定共生型通所介護相当サービス事業者が指定共生型通所介護相当サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定共生型通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合」と、第56条第2項第3号中「第61条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、第56条第2項第4号中「第61条において準用する第24条」とあるのは「第24条」と、同項第5号中「第61条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

第62条を第63条とし、第61条の3の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第12条第1項（第43条の3、第61条及び第61条の3において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第3項及び第37条の2（改正後の第61条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の第27条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「、次の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を定めておくように努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第29条の2（改正後の第61条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第30条第3項及び第54条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第51条第4項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（揭示済）

宇治市告示第41号

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和3年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条・第62条」に改める。

第3条第1項中「この条」を「この条及び第61条」に改め、同条第3項中「責任者を設置すること等必要な」を「必要な」に、「実施すること」を「実施する」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 事業者は、指定生活支援型訪問サービス又は指定短時間型通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第27条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定生活支援型訪問サービス事業者は、適切な指定生活支援型訪問サービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第28条の2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定生活支援型訪問サービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

- 3 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定生活支援型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(2) 指定生活支援型訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定生活支援型訪問サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第30条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、重要事項に関する規程等を指定生活支援型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

第32条の2を次のように改める。

（不当な働きかけの禁止）

第32条の2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第35条見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定生活支援型訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定生活支援型訪問サービスを提供するよう努めなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第36条の2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 指定生活支援型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(2) 指定生活支援型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定生活支援型訪問サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第49条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

第50条に次の2項を加える。

4 指定短時間型通所サービス事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定短時間型通所サービス事業者は、適切な指定短時間型通所サービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

2 指定短時間型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第53条第2項中「、当該指定短時間型通所サービス事業所」を「、指定短時間型通所サービス事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 指定短時間型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(2) 指定短時間型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定短時間型通所サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第53条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第53条の2 指定短時間型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定短時間型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定短時間型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定短時間型通所サービス事業者は、指定短時間型通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定短時間型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定短時間型通所サービスを提供するよう努めなければならない。

第60条前段中「、第25条」を「、第25条、第28条の2」に、「から第35条まで」を「、第34条、第36条の2」に改め、同条後段中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第61条を第62条とし、第60条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第61条 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）及

び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第3項及び第36条の2（改正後の第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、改正後の第27条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「、次の」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に係る規程を定めておくように努めるとともに、次の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第28条の2（改正後の第60条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第29条第3項及び第53条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置）

5 施行日から令和6年3月31日までの間における改正後の第50条第4項の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（揭示済）

宇治市告示第87号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和3年7月16日から14日間

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
-----	-----	-----	-----------	-----------	----

乙 方 三 番 割 線	菟道東集上り 50 番地の 1 菟道東集上り 48 番地の 3	前	6. 3	2. 0
	菟道東集上り 50 番地の 1 菟道東集上り 48 番地の 3	後	6. 3 ～ 6. 4	2. 0
大 曲 り 南 落 合 線	横島町十一 90 番地（右） 横島町十一 84 番地の 7 （右）	前	4. 0 ～ 9. 8	103. 7
	横島町十一 90 番地（右） 横島町十一 84 番地の 7 （右）	後	6. 0 ～ 10. 3	103. 7
菟 道 2 1 号 線	菟道藪里 8 番地の 21 菟道藪里 14 番地の 87 （右）	前	2. 2 ～ 2. 3	33. 0
	菟道藪里 8 番地の 21 菟道藪里 14 番地の 87 （右）	後	2. 2 ～ 6. 0	33. 0
西 笠 取 3 2 号 線	西笠取中荘 10 番地の 1 西笠取中荘 10 番地の 1	前	3. 5 ～ 7. 0	77. 5
	西笠取中荘 10 番地の 1 西笠取中荘 10 番地の 1	後	3. 5 ～ 10. 5	77. 5
横 島 町 2 1 0 号 線	横島町十一 88 番地の 1 横島町十一 90 番地	前	6. 0 ～ 13. 0	52. 2
	横島町十一 88 番地の 1 横島町十一 90 番地	後	6. 5 ～ 12. 5	51. 2

宇治市告示第88号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年7月16日から14日間

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
乙 方 三 番 割 線	菟道東集上り 50 番地の 1 菟道東集上り 48 番地の 3	令和3年7月16日
大 曲 り 南 落 合 線	横島町十一 90 番地（右） 横島町十一 84 番地の 7（右）	令和3年7月16日
菟 道 2 1 号 線	菟道藪里 8 番地の 21 菟道藪里 14 番地の 87（右）	令和3年7月16日
西 笠 取 3 2 号 線	西笠取中荘 10 番地の 1 西笠取中荘 10 番地の 1	令和3年7月16日
横 島 町 2 1 0 号 線	横島町十一 88 番地の 1 横島町十一 90 番地	令和3年7月16日

宇治市告示第89号

議決予算の公表について

令和3年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月16日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,297,300千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		13,848,862	208,800	14,057,662
	2. 国 庫 補 助 金	2,179,929	208,800	2,388,729
歳 入 合 計		65,088,500	208,800	65,297,300

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		30,261,557	208,800	30,470,357
	1. 社 会 福 祉 費	13,378,924	208,800	13,587,724
歳 出 合 計		65,088,500	208,800	65,297,300